事 務 連 絡 令和3年6月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 副会長兼専務理事 境 政人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産管理課課長補佐(薬事審査管理班担当)から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和3年厚生労働省告示第213号)が告示されたことに伴い、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、下記の改正概要等についての周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬エタボキサム、動物用医薬品オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール、農薬チオキサザフェン並びに農薬フェンブコナゾールについて、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会 獣医事担当:山本

TEL 03-3475-1601

E-mail yamamoto@nichiju.or.jp